

令和4年度の国民健康保険税改正事項について

■資産割を段階的に廃止していきます

国民健康保険税の税率について、現在串本町では、「所得割」、「資産割」、「均等割」、「平等割」を合算して算出する4方式を採用しています。

このうち「資産割」は、国民健康保険税制度が創設された昭和30年代では国保加入者の多くが農林水産、自営業の方であったため、所得割を補完する目的で設けられました。

しかし、創設から半世紀以上が過ぎ、現在では次のような問題が出てきています。

- 資産の多くが居住用財産となっており、所得実態に即さなくなっている。
- 固定資産税が算定基礎となるため、負担が二重になっているような気持ちになる。
- 所得の無い方にも賦課されるため、低所得の方の負担が大きくなってしまう。
- 住んでいる市町村の固定資産だけが課税対象で、他市町村に所有する固定資産は対象外となり不公平がある。
- 協会けんぽや後期高齢者医療制度など、他の医療保険には資産割の制度が無く、不均衡である。

また、平成30年度より国民健康保険の運営が県で一本化され、その運営方針に資産割の廃止も盛り込まれています。

このような状況を鑑み、串本町では今後資産割を段階的に廃止し、国民健康保険税の課税方式を「所得割」「均等割」「平等割」の3方式に変更していくこととなりました。

令和4年度の税率については、資産割の縮小に伴う減収分を所得割額に配分する形で税率改正をおこないます。これにより、所得や加入者数に変更がなくても税額が増減する場合があります。

区分	改正前（令和3年度）			改正後（令和4年度）		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	5.60%	1.90%	1.66%	5.90%	2.00%	1.71%
資産割	39.0%	11.0%	10.0%	31.0%	8.5%	8.0%
均等割	14,000円	4,500円	6,000円	14,000円	4,500円	6,000円
平等割	42,000円	15,000円	9,500円	42,000円	15,000円	9,500円

■課税限度額引き上げについて

国民健康保険制度の改正により、令和4年度は国民健康保険税の課税限度額のうち、医療分が63万円から65万円、支援分が19万円から20万円に引き上げとなります。

区分	改正前（令和3年度）	改正後（令和4年度～）
医療分	63万円	65万円
支援分	19万円	20万円
介護分	17万円	17万円
課税限度額合計	99万円	102万円

■未就学児に対する均等割額の軽減について

令和4年度から子育て世帯の負担軽減のため、国民健康保険に加入する未就学児（小学校入学前の子ども）を対象に、国民健康保険の被保険者1人ごとに課税される「均等割額」が5割軽減されます。

なお、未就学児に対する均等割額の軽減については、低所得者に対する軽減適用後の均等割額が対象となります。

未就学児1人に対する均等割軽減額（医療分+支援分を合計した年税額）

低所得者軽減割合	均等割額	未就学児軽減分	軽減後の均等割額
7割軽減対象	5,550円	△2,775円	2,775円
5割軽減対象	9,250円	△4,625円	4,625円
2割軽減対象	14,800円	△7,400円	7,400円
軽減なし	18,500円	△9,250円	9,250円